

eタックス申告書の送付対象者見直しに関する周知依頼事項

1 eタックス申告書の送付対象者の見直し

平成29年分申告から、前年分の申告を税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、eタックス申告書が送付されません。

【見直し内容】

	29年分	28年分	27年分
試行局 (高松局・福岡局)	なし (納付書は送付)	なし (納付書は送付)	eタックス申告書
試行局以外	なし (納付書は送付)	eタックス申告書	eタックス申告書

(参考) 前年分において、税理士の無料相談を利用した納税者に対しては、eタックス申告書に代えて、「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」を送付

2 「申告のお知らせ」の活用

eタックス申告書が送付されないため、確定申告に必要な情報 (予定納税額や中間納付税額など) を確認する必要がある場合、e-Taxのメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」をご活用ください。
なお、確定申告期間中であっても、e-Taxの開始届出書を代理送信することにより、「申告のお知らせ」をオンラインで参照できる機能を追加しました (平成29年1月サービス開始)。

従来 (年次処理のみ)

1月第1週目までに、「開始届出書」を提出した者に対し、1月下旬に「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスへ格納

見直し (日次処理を追加)

従来の年次処理に加え、1月中旬から3月までの間に、税理士の電子証明書を付与した「開始届出書」を代理送信 (e-Taxソフト等) により提出した者に対しては、日次処理で「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスへ格納

(処理概要については次ページ参照)

※ 新規の関与依頼を受けた場合でも、申告に必要な情報をオンラインで参照可能

〔参考〕 日次処理の概要 (平成29年 1月サービス開始)

事前登録したメールアドレス (納税者及び税理士等) へ「申告のお知らせ」を格納した旨のメールを送信



納税者

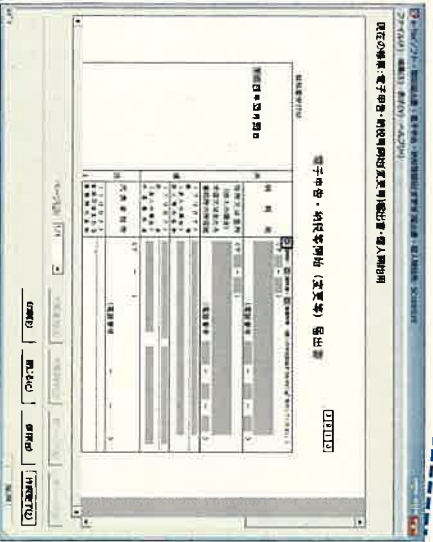
③ 納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を格納
(注) 開始届出書送信後、概ね、3日～1週間程度で参照可能

① 開始届出書の提出を依頼



税理士

② e-Taxソフト等を利用して、**税理士の電子証明書を付与**した開始届出書を代理送信



開始届出書
日税連
電子証明書

国税庁

開始届出書の処理

税務署

※ 受付システムで税理士の電子証明書が付与された開始届出書かどうかを判定